



障がいがある子どもへの支援



相談支援

☎ 社会福祉課 障害福祉係 ☎81-2273

障がいや発達に心配のあるお子さんやその家族、関係者の皆さんからの相談を受け付けています。どんなことで困っているのか、それを解決するためにはどんな方法があるのか、相談を受けながら一緒に考え改善の方法が見つけれられるようにサポートしています。

名称	住所
田村地方基幹相談支援センター	船引町北鹿又字沼ノ下121-190 ☎0247-61-5056
たむら地方児童発達支援センター	船引町北鹿又字沼ノ下121-190 ☎0247-73-8056
田村市指定相談支援事業所 (田村市社会福祉協議会)	田村市大越町上大越字古川97 ☎0247-68-3777
相談支援田村事業所	田村市船引町北鹿又字沼ノ下121-190 ☎0247-61-5071

身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体(肢体、視覚、聴覚、心臓、腎臓、肝臓など)に一定以上の障がいがある方に対して交付されます。障がいの状況に応じて、障がい程度の重い順に1級から6級に区分されます。

療育手帳

療育手帳は、発達期(おおむね18歳まで)に知的機能に障がいがある方に対して交付されます。障がい程度の重い順に「A」と「B」に区分されます。

精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、精神(統合失調症、てんかん、発達障害など)に障がいのある方に交付されます。障がい程度の重い順に1級から3級に区分されます。手帳の有効期間は手帳交付日から2年間です。

手帳の有無、等級や種類によって受けられる支援やサービス内容が異なりますので、詳しくは社会福祉課までお問い合わせください。

障がいがある子どもへの支援



🌸 特別児童扶養手当

身体または精神に中度または重度の障がいがある20歳未満の児童を監護している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方に支給されます。

ただし、以下の場合は支給されません。

- 1 手当を受けようとする人、対象となる児童が日本に住所がない場合
- 2 児童が肢体不自由児施設や知的障害児施設などの施設に入所している場合
- 3 児童が障がいを理由として厚生年金などの公的年金を受けることができる場合

手当額	1級	児童1人につき 53,700円
	2級	児童1人につき 35,760円
支給時期	4月、8月、11月	

(令和5年4月現在)

🌸 障害児福祉手当

20歳未満の在宅で生活されている方のうち、精神または身体に重度の障がいがあり、日常生活において常時介護を要する状態にある方に支給されます。

受給要件は以下のとおりです。

- 1 対象となる方が施設に入所していないこと
- 2 障がいのある方本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得が基準額を超えていないこと
- 3 対象となる方が障がいを理由とする年金を受給していないこと

月額	15,220円
支給時期	5月、8月、11月、2月

(令和5年4月現在)

🌸 育成医療の給付

18歳未満の児童で、対象となる疾患等により将来において障がいを残すおそれがあり、確実に治療効果を期待できる場合、その医療費の一部が給付されます。

🌸 その他

補装具費の支給	身体機能を補助するため、車いすや補聴器などの交付と修理を行います。
日常生活用具の支給	日常生活を容易にするため、ストマ用装具(排泄支援用具)などを給付します。

🌸 各種サービスについて

■ サービスの利用ができる対象者

※下記のいずれかに該当する方はサービスの利用ができます。

- 障害者手帳を所持している
- 特別児童扶養手当を受給している
- 障がいがあることが分かる診断書もしくは障がいがあることが想定され支援の必要性がわかる医師の意見書等がある